

# 国立大学法人鳥取大学鳥取地区事業場職員代表委員会規則

## (総則)

第1条 この規則は、国立大学法人鳥取大学（以下「大学」という。）鳥取地区事業場における職員代表委員会（以下「委員会」という。）並びに過半数代表者の選出及びその業務等について、必要な事項を定めるものである。

## (委員の選出)

第2条 委員会委員（以下「委員」という。）の選出は、委員会が設置する選挙管理委員会の下に行う。

- 2 委員は、次に挙げる者をもって構成し、理事を除く全職員による選挙により選出する。
  - 一 地域学部，工学部，農学部の職員 各1名
  - 二 事務局の職員 1名
  - 三 その他，過半数代表者が必要と認めた者
- 3 管理職手当に相当する手当が支給される職に就いている職員は、委員になることはできない。
- 4 選挙管理委員会の運営については、別に定める。

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (過半数代表者)

第4条 委員会は、委員の中から、事業場の過半数代表者を選出する。

- 2 過半数代表者は、事業場の労働者の代表として、次の行為を行う。
  - 一 就業規則の作成・変更にあたっての意見の提出
  - 二 労使協定の締結・変更・解約
  - 三 就業規則の変更の必要性についての意見の提出
  - 四 労働安全衛生法等の法令に基づく委員の推薦等
  - 五 その他法令に規定されている行為
- 3 過半数代表者は、学長から協定の締結等を求められたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。
- 4 過半数代表者は、第4条の2項及び3項の職務を行うにあたっては、委員会の検討結果を尊重しなければならない。
- 5 委員は、過半数代表者の職務を補佐し、過半数代表者がその職務遂行を円滑に行えるよう協力しなければならない。

## (委員会の業務)

第5条 委員会は、過半数代表者が必要と認めたとき、次の各号に掲げる業務を担当する。

- 一 就業規則の内容及び過半数代表者が付す意見の案について検討する。
- 二 労使協定の内容について検討する。
- 三 就業規則の変更の必要性について検討する。

- 四 労働安全衛生法等の法令に基づく委員の推薦等について検討する。
- 五 その他法令に規定されている行為について検討する。

(委員会の運営)

- 第6条 委員の互選により、委員会に書記を置くことができる。
- 2 委員会は、大学に対し、審議に必要な資料の提供を求めることができる。
  - 3 委員会は、運営に関する事項を別に定めることができる。

(大学と過半数代表者の協議)

- 第7条 大学と過半数代表者との協議は、明示された労使協定等の締結等ごとに、原則として大学と事業場間において行う。
- 2 労使協定の締結に関する協議は、大学及び過半数代表者のいずれからも提案できる。この場合、提案理由を説明し、必要に応じて資料を提出する。

(労使協定等の締結等)

- 第8条 労使協定等の締結等は、大学と過半数代表者間において行う。
- 2 各種労使協定の有効期間は、原則として1年間とする。ただし、大学及び過半数代表者が合意した場合はこの限りでない。なお、有効期限の定めを要しない労使協定については、有効期限を定めないことができる。

(その他)

- 第9条 過半数代表者及び委員会の業務は、勤務時間中に実施することができる。この場合においても、給与を減額されることはない。
- 2 大学は、労働基準法施行規則第6条の2に則り、過半数代表者及び委員会の委員に対し、過半数代表者、委員であること又はあったことを理由に不利益扱いはしない。
  - 3 委員会の通常運営に要する経費は、大学が負担するものとする。

附則

- 1 この規則は、平成22年12月16日から施行する。

## 国立大学法人鳥取大学鳥取地区事業場職員代表委員会委員選挙管理委員会規則

### (総則)

第1条 この規則は、国立大学法人鳥取大学（以下「大学」という。）鳥取地区事業場職員代表委員会（以下「職員代表委員会」という。）規則第2条第4項に基づき職員代表委員会が設置する選挙管理委員会について、必要な事項を定めるものである。

### (選挙管理委員会)

第2条 職員代表委員会委員選出のための選挙管理委員会は、次に挙げる者をもって構成する。

- 一 地域学部，工学部，農学部の職員 各1名
- 二 事務局の職員 1名
- 三 その他，職員代表委員会が必要と認めた者

2 選挙管理委員会委員の任期は、2月1日から翌年の1月31日までとする。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (選挙の実施等)

第3条 選挙管理委員会は、次の各号に掲げる場合に過半数代表者選挙を、公示の上、行うものとする。

- 一 職員代表委員会委員の任期満了の1か月前
- 二 職員代表委員会委員に欠員が生じたときから3週間以内

2 選挙管理委員会は、選挙結果を公表するものとする。

3 選挙の実施にあたっては、大学の協力を得るものとする。

4 選挙管理委員会は、運営及び選挙の実施に関する事項を別に定めることができる。

### 附則

1 この規則は、平成22年12月16日から施行する。